

## 経済要録

### 国 内

◆「当面の行政改革推進方策に関する意見（一国の行財政改革と地方行革の推進）」について

臨時行政改革推進審議会は、7月25日、「当面の行政改革推進方策に関する意見（一国の行財政改革と地方行革の推進）」を政府に提出した。その構成は以下のとおり。

第1 総論

1. 国の行財政改革
2. 地方行革の推進
3. 改革の将来展望

第2 昭和60年度予算における行財政改革の推進方策

- I. 基本方針
- II. 歳出面等の措置
  1. 制度・施策の改革合理化の推進
  2. 国・地方を通じる行財政の合理化
  3. 総人件費の抑制
  4. 財政投融資の合理化
- III. 歳入面の措置
  1. 税制
  2. 税外収入

第3 地方公共団体における行政改革の推進方策

- I. 基本方針
- II. 具体的措置
  1. 定員の合理化、適正化
  2. 給与等の適正化
  3. 民間委託等事業運営の合理化・効率化
  4. 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
  5. 地方議会の合理化
  6. 行政改革推進体制の整備

第4 今後の行政改革推進課題と当審議会の対応

1. 今後の推進課題
2. 当審議会の対応

◆昭和59年度産米の政府買入価格引上げ

政府は、7月27日、59年度産米政府買入価格を、基本

米価で60kg当たり18,668円と前年買入価格(18,266円)比2.2%引上げることを決定した。

◆長期国債等の応募者利回り引上げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、8月債より実施した(長期国債は7月31日、政府保証債、公募地方債は8月3日にそれぞれ決定)。

**国債等の発行条件**

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.3	7.0
	発行価格(円)	97.75	98.00
	応募者利回(%)	7.698	7.346
政府保証債	表面利率(%)	7.4	7.1
	発行価格(円)	98.25	98.50
	応募者利回(%)	7.709	7.360
公募地方債	表面利率(%)	7.4	7.1
	発行価格(円)	98.25	98.50
	応募者利回(%)	7.709	7.360

◆事業債の条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し、8月債から実施した(7月30日発表)。

**事業債の発行条件の改定**

	期間	発行価格(円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
A A格債	7年	(99.00)(+0.3)	7.3	7.0	7.518(+0.303)	7.215

(注) カッコ内は改定幅。

◆60年度概算要求基準について

政府は、7月31日、60年度概算要求基準を閣議了解した。その内容は以下のとおり。

1. 各省庁は、所管の予算を根底から厳しく洗い直し、歳出内容の合理化・効率化を図るものとし、そのため、各種施策について臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施を図るなど、法律改正を要するものを

含め制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に織り込むことにより、各所管ごとに下記2の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求するものとする。

- 2.(1) 昭和59年度予算における経常部門経費の予算額から10%を削減した金額と投資部門経費の予算額から5%を削減した金額との合計額に、
- (2)(1) 人件費に係る義務的経費の増及び各種年金についての制度の成熟化に伴う増を加算し、
- (2) 政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」へ繰入れに必要な経費及び国際条約の実施に伴い必要とされる既国庫債務負担行為等の昭和60年度歳出化に係る経費で、上記(1)により難い部分については、当該部分を加算する。
- (3) 上記(2)の事項の経費、補充費途として指定されている経費等及び予備費の昭和59年度予算額に相当する金額については、上記(1)の計算上、削減対象からは除外する。
- (4) 上記による金額が昭和59年度予算額を下回る所管にあっては、その下回る金額の2分の1相当額をこれに加算することもやむを得ないものとする。

(注) 国家公務員の定年による退職の制度の実施(昭和60年3月31日施行)に伴う退職手当の増減、昭和60年度の国勢調査の実施に必要な経費及び昭和59年度の地方財政対策の改革に伴う減等については、上記の金額に加減算する。

### 3. 上記による要求に際しては、

- (1) 補助金等については、別紙基準により、徹底的な見直しを行い、その整理合理化を引き続き積極的に推進するものとする。
- (2) また、行政の簡素・効率化を一層推進することとし、引き続き一般行政経費の抑制を徹底するとともに、定員及び機構の要求は厳しく抑制する。なお、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策についても、厳にこれを抑制する。
- (3) 公共料金等については、公共企業体等の経営の徹底した合理化を進めつつ、受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

4. 概算要求の提出に当たっては、積算を適正に行うとともに、8月末日の期限を厳守することとする。

なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記の基準により算出される額の範囲内とする。

### ◆58年度一般会計決算

大蔵省は7月31日、昭和58年度一般会計決算を発表した。おもな内容は以下のとおり。

(単位・億円)

歳入決算額(A)	516,529
歳出決算額(B)	506,353
歳計剩余金(C)=(A)-(B)	10,175
前年度以前剩余金使用残高(D)	0
歳出繰越額(E)	6,191
歳出繰越額控除後の当該年度新規発生剩余金(F)=(C)-(D)-(E)	3,984
特定財源等要精算額(G)	1,478
決算剩余金(財政法6条の純剩余金)(F)-(G)	2,506

(注) 1. (F)の内訳は以下のとおり(補正予算比、単位・億円)。

歳入増減(A)	2,594
税 収	4,563
税外収入	1,067
国 債	△ 3,036
歳出不用	1,390

2. 単位未満切り捨てのため合計額と必ずしも一致せず。

### ◆59年度国債引受シート引受予定額について

国債発行世話入会は、7月31日、59年度シート引受予定額を次のとおり決定した。

新規財源債(収入金ベース).....	6兆8,000億円
うち 長期利付国債	6兆4,000億円
割引国債	4,000億円
借換債(").....	1,000億円

〔全額割引国債〕